

坂戸市手話言語条例が 制定されました！

令和元年9月30日施行

この条例は、
「手話が言語である」との認識に立ち、ろう者とろう者以外
の人が手話によって心を通わせ、住み慣れた地域とともに豊
かに生きるまちを目指し、制定されました。



基本理念

ろう者とろう者以外の人が、一人ひとりの思いを大切にし、お互いの人格や個性を尊重して様々な活動を行うこと等を基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図ります。

市の責務

- ① 市民の手話への理解を広げ、手話を普及し、手話を使用しやすい環境にするための施策を推進します。
- ② ①の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

市民の役割

手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めます。

事業所の役割

基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めます。

◆問い合わせ先 坂戸市福祉部障害者福祉課障害者福祉担当
〒350-0292 坂戸市千代田一丁目1番1号
電話：049-283-1331（内線416・417）
FAX：049-283-1830
MAIL：sakado57@city.sakado.lg.jp

